

指摘事由

「小作人」と「農民」の関係について説明不足で、理解し難い表現である。

p.34 6－7行, 13行

地租改正

政府は「^{ふこくきやうへい}富国強兵」を掲げて、軍隊の整備とともに、租税制度の改革や近代産業の育成に着手した。1872（明治5）年、土地の自由売買を認め、地価を定めた。さらに、土地の所有権と納税者を確認するため、^{じぬし}地主に^{ちけん}地券を交付した。そして、1873（明治6）年、^{ち そ かいせいじようれい}地租改正条例を公布し、豊作・凶作にかかわらず地価の3%を地租として金銭で納税させることにした。しかし、地主と^{こさくにん}小作人の関係は江戸時代と変わりなく、小作人はこれまでどおり、高率の小作地の使用料（小作料）を現物で地主におさめなければならなかった。

地租改正では、従来の年貢による収入を減らさない方針であったため、小作人の負担は今までと変わらない重いものであった。そのため、地価の決め方や地租率に不満をもつ農民は、各地で地租改正反対一揆をおこした。1877（明治10）年、政府が地租率を地価の3%から2.5%に引き下げたことで、ようやく地租改正事業は軌道に乗^{きどう}り、1879（明治12）年、事業はほぼ完了した。

地租改正

政府は「^ふ富国強兵^{こくきやうへい}」を掲げて、軍隊の整備とともに、租税制度の改革や近代産業の育成に着手した。1872（明治5）年、土地の自由売買を認め、地価を定めた。さらに、土地の所有権と納税者を確認するため、地主と自作農^{じぬし}に地券^{ちけん}を交付した。そして、1873（明治6）年、地租改正条例^{ちそかいせいじやうれい}を公布し、豊作・凶作にかかわらず地価の3%を地租として金銭で納税させることにした。しかし、地主と小作人^{こさくじん}の関係は江戸時代と変わりなく、小作人はこれまでどおり、高率の小作地の使用料（小作料）を現物で地主におさめなければならなかった。

地租改正では、従来の年貢による収入を減らさない方針であったため、地主や自作農の負担は今までと変わらない重いものであった。そのため、地価の決め方や地租率に不満をもつ農民は、各地で地租改正反対一揆をおこした。1877（明治10）年、政府が地租率を地価^(→p.42)の3%から2.5%に引き下げたことで、ようやく地租改正事業^{きどう}は軌道に乗り、1879（明治12）年、事業はほぼ完了した。